

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

[Redacted]

令和 6 年 4 月 19 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先 [Redacted]

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実 施 期 日	令和6年4月26日
---------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表（2024/4/26 改正予定）

新	旧
（双務的条件） 第85条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第8条（当社の接続対象地域）、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第24条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第26条（瑕疵）、第32条（協定上の地位の移転又は承継）、第36条（当社が行う協定の解除）、第40条の2（特定電子メールの取扱い）、第42条（協定事業者の切分責任）、第43条の2（第三者への債権譲渡等）、第45条（相互接続通信の切断）、第48条（接続の一時中断）、第49条（接続の停止）、第50条（接続の中止）、第50条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、<u>第61条（料金の一括後払い）</u>、第61条の2（期限の利益喪失）、第65条（割増金）、第66条（延滞利息）、第71条の2（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第72条（免責）、第84条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第8条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た提供区域」に読み替えるものとします。 2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第12条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。	（双務的条件） 第85条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第8条（当社の接続対象地域）、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第24条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第26条（瑕疵）、第32条（協定上の地位の移転又は承継）、第36条（当社が行う協定の解除）、第40条の2（特定電子メールの取扱い）、第42条（協定事業者の切分責任）、第43条の2（第三者への債権譲渡等）、第45条（相互接続通信の切断）、第48条（接続の一時中断）、第49条（接続の停止）、第50条（接続の中止）、第50条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第61条の2（期限の利益喪失）、第65条（割増金）、第66条（延滞利息）、第71条の2（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第72条（免責）、第84条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第8条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た提供区域」に読み替えるものとします。 2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第12条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。

接続約款新旧対照表（2024/4/26 改正予定）

新					旧				
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 2 料金額					料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 2 料金額				
区 分		単 位	料金額	備考	区 分		単 位	料金額	備考
(1) ～(4)		(略)	(略)	(略)	(1) ～(4)		(略)	(略)	(略)
(4)の 2 衛星電話接続機能（ワイドスターⅢ）	ア 通話モード接続機能	1 秒ごとに	3.48506円	—	(4)の 2 衛星電話接続機能（ワイドスターⅢ）	ア 通話モード接続機能	1 秒ごとに	3.48506円	—
	イ ショートメッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.37002円</u>	—		イ ショートメッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.38997円</u>	—

新		旧	
<u>附 則（令和 6 年 4 月 18 日経企第 316 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 26 日から実施します。</u>			
<u>（接続料金の遡及適用）</u> <u>2 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 4 欄の 2 イ欄に規定する料金額については、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</u>			